

リスク分担表

種類	内容	負担者		
		市	指定管理者	オーナー
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○	
住民への対応	地域との協調		○	
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○	
	それ以外のもの	○		
法令等の変更	施設の管理・運営に影響を及ぼす変更	○		
	指定管理者自身に影響を及ぼす変更		○	
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更(※1)	○		
	それ以外の税制変更		○	
管理運営内容の変更	市の政策による変更	○		
管理運営の中止・中止(※2)	市に故意または過失があるもの	○		
	指定管理者に故意または過失があるもの		○	
	オーナーに故意または過失があるもの			○
市議会の否決	条例・規則改正議案の否決による損失	○		
	指定管理者指定議案の否決による損失		○	
資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○	
施設・設備等の損傷	施設の設置上の瑕疵によるもの			○
	指定管理者の故意又は過失があるもの		○	
	施設修繕に関すること			○
	それ以外のもの		協議により定める	
利用者・第三者への賠償	市に故意または過失があるもの	○		
	指定管理者に故意または過失があるもの		○	
	オーナーに故意または過失があるもの			○
業務要項等	業務要項等の瑕疵または不備に基づくもの	○		
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○	○
不可抗力(※3)	不可抗力による施設・設備の復旧費用		協議により定める	
	不可抗力による管理運営の変更・中断・中止		協議により定める	

※1 施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更には、消費税率の改正を含む。

※2 市は、自然災害等の発生により、施設を住民の避難場所、ボランティア活動拠点、ヘリポート離着陸場に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用することが必要になった場合には、指定管理者に対して管理運営の中止等について協力を要請することができるとしている。

この場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、その都度、指定管理者において著しい不利益とならないことを基本として、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。

※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、地震、積雪、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象